

年金定期預金（ゴールド定期）

1

平成28年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金 M型〔単利型〕(ゴールド定期) <li style="margin-left: 20px;">〔預入金額300万円未満・・・スーパー定期 <li style="margin-left: 20px;">預入金額300万円以上・・・スーパー定期300〕
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で公的年金（新年金・厚生年金・国民年金・共済年金）を受け取られている個人、またはこれらの年金を新規に受け取られる個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式のスーパー定期 1年 ・自動継続なし、自動継続あり（元金継続・元利金継続）ともに可能
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1万円以上（ただし、1人当たり950万円以内） なお、預入は1店舗（年金振込店）のみに限定 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法（頻度） (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の「店頭表示のスーパー定期1年の利率に年0.05%を加えた利率」を、満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができません
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日からの解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います

平成28年4月1日現在

<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:0120-971-951)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入限度額、取扱期間が定められています ・証書式・通帳式のお取り扱いができません(平成19年10月1日~総合口座の新規募集・種別変更を中止しました) ・預金保険制度の付保対象預金です(当金庫に複数の口座がある場合にはこれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・自動継続なしの場合、満期日以降の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します